

## 船橋市消防局消防職員委員会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年船橋市規則第54号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

### (委員長、委員及び意見取りまとめ者の指名)

第2条 委員長、委員及び意見取りまとめ者の指名は、辞令を交付して行うものとする。

2 辞令の様式は、第1号様式によるものとする。

### (組織区分の庶務)

第3条 規則第4条の組織区分ごとに委員会の庶務を分担するものとし、その所属は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防局 総務課
- (2) 中央消防署 中央消防署
- (3) 東消防署 東消防署
- (4) 北消防署 北消防署
- (5) 夏見消防署 夏見消防署
- (6) 芝山消防署 芝山消防署

### (委員の推薦)

第4条 規則第5条第1項に規定する委員の推薦は、次に掲げる方法による。

- (1) 課又は消防署、分署若しくは出張所ごとに委員の推薦を行う消防職員（以下「推薦人」という。）を1名推薦する。
- (2) 推薦人は、当該組織区分ごとに委員を1名推薦する。

2 前項の推薦を行う場合においては、消防職員の話し合いにより行うものとし、選挙投票等を行わない。

3 第1項第1号の推薦人の推薦を行う場合においては、消防職員委員会推薦人推薦書（第2号様式）により、同項第2号の委員の推薦を行う場合においては、消防職員委員会委員推薦書（第3号様式）により、それぞれ当該組織区分ごとに毎年4月1日から4月30日までの間に消防局長に報告するものとする。

### (意見取りまとめ者)

第5条 規則第7条第1項に規定する意見取りまとめ者の推薦を行う場合においては、第

4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき推薦された推薦人により、当該組織区分ごとに意見取りまとめ者を 1 名推薦する。

2 前項の推薦を行う場合においては、当該組織区分ごとに消防職員委員会意見取りまとめ者推薦書（第 4 号様式）により 4 月 3 0 日までに消防局長に報告するものとする。

3 意見取りまとめ者である消防職員が意見取りまとめ者として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は、意見取りまとめ者でなくなるものとする。

（職員の意見の提出）

第 6 条 消防職員は、規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、意見を提出する場合は、毎年 5 月 1 日から同月 3 1 日までの間（以下「指定期間内」という。）に意見取りまとめ者又は総務課へ提出するものとする。ただし、特に必要がある場合は、指定期間以降においても意見を提出することができるものとする。

2 意見の提出は、職員個人によるものとする。ただし、職員個人の意見の提出と認められる場合に限り、数名の職員の連名による提出も可能とする。なお、意見の提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれかにするか選択できるものとする。

3 意見取りまとめ者は、消防職員から意見が提出された場合、当該意見の内容を理解するとともに、指定期間内に総務課へ提出するものとする。

4 総務課は、消防職員から提出された意見の内容に不明な点がある場合においては、意見取りまとめ者又は当該消防職員に対して意見を聞くことができるものとする。なお、匿名で提出された意見についての不明点については意見取りまとめ者を經由し意見の聴取を行うものとする。また、総務課及び意見取りまとめ者は、当該消防職員の氏名等について他に漏らしてはならない。

（委員会の会議等）

第 7 条 委員会の会議の開催は、指定期間内に提出された意見について審議を行うことを常例とするものであるが、当該期間以降に意見が提出された場合で、委員長が特に必要であると認める場合には、臨時に会議を開催することができる。なお、継続審議は行わないものとする。

2 委員は、委員会の会議に出席した場合においては、職員個人として意見を述べるものとする。

3 委員長は、あらかじめ委員長が定めた審議時間の範囲内に審議を終えるよう効果的な

審議に努める。

- 4 総務課は、消防職員から提出された意見に係る現在の状況及び当該意見に関する事項を主管する課の所見等を事前に消防職員委員会調査書（第5号様式）により取りまとめる。

（委員会の審議結果）

第8条 委員会は、委員会の審議結果について消防職員委員会審議結果報告書（第6号様式）により、消防局長へ報告するものとする。

（消防局長の処置）

第9条 消防局長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置に努めるものとする。

- 2 消防局長は、委員会の消防局長に対する意見及び消防局長の処置の結果の要旨について、消防局長の執った処置が具体的に示せる時期に、職員の意見に対する結果書（第7号様式）により、消防職員全員に対し、周知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成8年度における推薦人及び委員の推薦については、第4条第3項の規定にかかわらず、10月1日から同月31日までに行うものとし、消防局長への報告は、11月10日までとする。
- 3 平成8年度における職員の意見の提出は、第5条第1項の規定にかかわらず、11月1日から12月20日までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年度における意見取りまとめ者の推薦については、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、9月30日までに消防局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。